

船舶事故調査報告書

令和3年4月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年10月13日 05時40分ごろ
発生場所	愛媛県宇和島市九島南方沖 堂埼灯台から真方位059°720m付近 (概位 北緯33°13.2 東経132°31.4)
事故の概要	漁船第58神寶丸は、漂泊中、また、漁船第十一白政丸は、東北東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年10月29日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第58神寶丸、12トン EH2-8365（漁船登録番号）個人所有 B 漁船 第十一白政丸、3.4トン EH3-86219（漁船登録番号）個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷中央部外板に擦過傷 B 船首部上縁材に欠損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、法定灯火を表示し、船長Aが操縦席に腰を掛けて操船に当たり、手動操舵により東南東進中、A船の船首方を左舷方から通過する漁船2隻（以下「本件漁船群」という。）を視認し、本件漁船群を先に行かせようと停船した。</p> <p>A船は、船長Aが、漂泊しながら左舷方の本件漁船群に注意を向けていたところ、右舷方至近に接近するB船を認めたものの、A船の右舷中央部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、本事故発生の翌日に海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>B船は、船長Bほか1人が乗り組み、法定灯火を表示し、GPSプロッター及びレーダーを作動し、船長Bが、操縦席に腰を掛けて操船に当たり、約18ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により東北東進中、船首方にA船を認め、主機を全速力後進としたものの、A船に衝突した。</p> <p>船長Bは、船舶が輻輳する海域で、船首方にある陸上の灯火が明るく海面付近が見えにくい状況となり、その灯りとA船の灯火が重なっ</p>

	<p>ていたことと、B船の速力が速かったこととで、船首方のA船に気付くのが遅れ、A船との衝突を避けられなかったと本事故後に思った。</p>
分析	<p>A船は、船舶が輻輳する海域において、船首を東南東方に向けて漂泊中、船長Aが、左舷方の本件漁船群に注意を向けたまま漂泊を続けたことから、右舷方から接近するB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船舶が輻輳する海域を東北東進中、船長Bが、船首方に明るい灯りを認め、海面付近が見えにくい状況下、約18knの速力で航行を続けたことから、船首方のA船に気付くのが遅れ、主機を全速力後進としたものの、A船に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、船舶が輻輳する海域において、A船が船首を東南東方に向けて漂泊中、B船が東北東進中、船長Aが左舷方の本件漁船群に注意を向けたまま漂泊を続け、また、船長Bが船首方の海面付近が見えにくい状況下、約18knの速力で航行を続けたため、互いに接近する状況であることに気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操船者は、船舶が輻輳する海域では、一方から接近する他船にのみに注意を向けることなく、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・操船者は、航行中、船首方に明るい灯りがあって視界の妨げとなる海域では、安全な速力に減速し、GPSプロッター等の航海計器も利用して見張りを適切に行うこと。 ・船長は、事故発生後、速やかに海上保安庁に通報を行うこと。